

松戸市電子入札システム運用基準

目次

1. 総則	1
1. 1 趣旨	
1. 2 用語の定義	
2. 共通事項	3
2. 1 電子入札システムについて	
2. 2 電子入札システムの利用者について	
2. 3 対象入札（見積）方式	
2. 4 対象入札案件	
2. 5 システムに関する問い合わせについて	
2. 5. 1 千葉県電子自治体共同運営協議会のサポートデスクの受付時間	
2. 6 システムの運用時間	
3. 電子入札システム	5
3. 1 I C カードの取扱いについて	
3. 1. 1 利用者登録について	
3. 1. 2 利用者登録内容の変更について	
3. 1. 3 I C カードの名義人	
3. 1. 4 I C カード複数枚の登録について	
3. 1. 5 I C カードの更新について	
3. 1. 6 I C カードの失効について	
3. 1. 7 特定建設工事共同企業体における I C カードの取扱い	
3. 2 対象入札案件の取扱いについて	7
3. 2. 1 一般競争入札参加資格審査申請書等の提出について	
3. 2. 2 一般競争入札参加資格審査申請書等の提出後の辞退について	
3. 2. 3 入札参加申込締切日時を変更した場合について	
3. 2. 4 案件情報が変更された場合について	
3. 2. 5 案件が取り消された場合について	
3. 3 一般競争入札参加資格審査申請書等の添付書類の取扱いについて	9
3. 3. 1 必要書類の添付について	
3. 3. 2 ファイルの制限について	
3. 3. 3 持参での必要書類の提出について	
3. 3. 4 必要書類の再提出について	
3. 3. 5 ウィルス対策について	
3. 4 指名通知及び入札書の取扱いについて	11
3. 4. 1 指名通知について	
3. 4. 2 入札書の提出について	
3. 4. 3 入札書期間を変更した場合について	
3. 4. 4 入札書未提出の取扱いについて	

3. 5 開札について	1 0
3. 5. 1 開札方法について	
3. 5. 2 開札時の立会について	
3. 5. 3 落札者候補者決定について（事後審査型の場合）	
3. 5. 4 入札保留について	
3. 5. 5 落札者の決定について	
3. 5. 6 くじになった場合の取扱い	
3. 5. 7 再度入札について	
3. 5. 8 不落随意契約	
3. 5. 9 開札の延期について	
3. 5. 1 0 入札の取止めについて	
3. 5. 1 1 入札結果公表について	
3. 6 電子入札案件に紙入札業者として参加する場合	1 5
3. 6. 1 紙入札業者として参加を認める場合の条件について	
3. 6. 2 紙入札業者として参加する場合の取扱いについて	
3. 6. 3 紙入札業者の提出期限及び提出場所について	
3. 6. 4 紙入札業者の再度入札について	
4. システム障害等の取り扱いについて	1 6
4. 1 発注機関のトラブル	
4. 2 電子入札業者のトラブル	
4. 2. 1 入札参加希望業者が I C カードを紛失又は破損した場合	
4. 2. 2 入札参加業者が I C カードを紛失又は破損した場合	
4. 2. 3 プロバイダ障害、回線障害及び認証局障害の場合	
4. 2. 4 停電が起こった場合	
4. 2. 5 機器類（パソコン等）に障害が起こった場合	
4. 2. 6 その他の場合	
5. 不正行為等の取扱いについて	1 8
5. 1 I C カードを不正使用等した場合の取扱いについて	
5. 2 添付された書類にウィルス感染があった場合	
6. 免責事項	1 9
6. 1 電子入札システムの改修、運用の停止等	
6. 2 運用基準の変更	

1. 総則

1. 1 趣旨

この運用基準は、松戸市電子入札システム（以下、「電子入札システム」という。）の適用かつ円滑な運用を図るため、松戸市財務規則等の関係規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

1. 2 用語の定義

(1) 電子入札システム

松戸市の発注に係る工事又は製造の請負、工事関連業務委託、業務委託等及び物品の買入れ等に係る入札案件の登録から参加申請書・入札書の提出や受理並びに落札者決定までの事務（以下「入開札事務」という。）をコンピュータとネットワーク（インターネット）を利用して処理するシステムをいう。

なお、電子入札システムは千葉県及び千葉県内の参加市町村等が共同利用する「ちば電子調達システム」を利用するものとする。

(2) 入札参加資格者名簿

松戸市入札参加業者資格者名簿をいう。

(3) 電子入札

この運用基準において、電子入札システムで処理する入開札事務をいう。

(4) 紙入札

紙に記載した入札書および見積書等を使用して行う入開札事務をいう。

(5) 電子入札業者

この運用基準において、電子入札システムに参加する入札参加者をいう。

(6) 紙入札業者

紙に記載した入札書および見積書等を使用して行う入札参加者をいう。

(7) 発注機関

案件を発注する松戸市をいう。

(8) I Cカード

ちば電子調達システムを利用できるコアシステム対応認証局（以下「認証局」という）が発行した電子的な証明書を格納しているカードをいい、電子入札業者と発注機関の双方でI Cカードを使用した情報のやり取りを行う。

インターネットなどを利用した電子文書のやり取りで、成りすましや改ざんを防止するために使用される。

(9) 電子くじ

電子入札システムにおいて、電子くじの公平性を保つため、電子入札業者が入力した任意の数字(くじ入力番号)と処理時刻を用いた演算式により、コンピュータで落札者又は落札候補者を決定するシステムをいう。

2. 共通事項

2. 1 電子入札システムについて

電子入札システムとは、入札手続及びこれに関連する情報の公表等をインターネット技術を利用して行うことにより、入札過程におけるコストの縮減を図るとともに、発注機関におけるより一層の透明性を図るものとする。

また、このシステムは、従来紙により行われてきた各業務を電子化することにより、入札・契約事務の簡素化・合理化を図るものとする。

システムは、発注機関で案件登録、入札参加資格、入札書等の受付確認及び通知、開札執行、開札結果の通知などを行う「発注者機能」、電子入札業者側で入札書提出などを行う「受注者機能」、電子データの授受、非改ざん等を保証する「電子認証機能」などから構成される。

2. 2 電子入札システムの利用者について

電子入札システムを利用する者は、ちば電子調達システムで利用できる認証局が発行したＩＣカードを取得し、入札参加資格者名簿に登録された者とする。

注：電子証明書とは、情報の発信者が本当に本人であることを受信者に証明する電子的な証明書で、インターネット上の身分証明書として利用する。

2. 3 対象入札（見積）方式

電子入札システムの対象入札（見積）方式は、次のとおりとする。

- ①一般競争入札
- ②指名競争入札
- ③随意契約

2. 4 対象入札案件

この基準は、電子入札で行うものとして、あらかじめ松戸市が指定及び公表する、工事又は製造の請負、工事関連業務委託、業務委託等及び物品の買入れ等に係る調達案件に適用する。

この基準を適用する入札にあつては、原則として全ての入札参加者が電子入札システムにより電子入札を行うものとする。

2. 5 システムに関する問い合わせについて

電子入札システムの利用者に対し、円滑にシステムを運用するため、千葉県電子自治体共同運営協議会のサポートデスクを利用するものとする。

2. 5. 1 千葉県電子自治体共同運営協議会のサポートデスクの受付時間

千葉県電子自治体共同運営協議会のサポートデスクの受付時間は、県の休日（千葉県の休日に関する条例を参照）を除く 9：00～17：00 とする。

2. 6 システムの運用時間

電子入札システムの運用時間は、原則として次の表のとおりとする。

No.	対象者	電子入札システム
1	発注機関	8：00 から 24：00 まで (県の休日を含む)
2	入札参加者	8：00 から 24：00 まで (県の休日を含む)

ただし、システムメンテナンス等によりシステムを停止できるものとする。その場合、ちば電子調達システムポータルサイトにおいて公表するため、入札参加者は最新の情報に留意するものとする。

3. 電子入札システム

3. 1 I Cカードの取扱について

3. 1. 1 利用者登録について

電子入札システムの利用者登録は、初めて電子入札システムを利用する場合及び新しく I Cカードを取得した場合に行うものとする。

利用者登録は、入札参加資格者名簿と I Cカードの情報が一致していなければならない。

3. 1. 2 利用者登録内容の変更について

電子入札システムの利用者登録事項に変更が生じた場合、速やかに登録内容の変更を行うものとする。

変更内容は以下のものとする。

<企業情報>

- ① 代表電話番号
- ② 代表 F A X 番号
- ③ 部署名

<代表窓口情報、I Cカード利用部署情報>

- ① 連絡先名称（部署名等）
- ② 連絡先郵便番号
- ③ 連絡先住所
- ④ 連絡先氏名
- ⑤ 連絡先電話番号
- ⑥ 連絡先 F A X 番号
- ⑦ 連絡先メールアドレス

3. 1. 3 I Cカードの名義人

I Cカードの名義人（商号又は名称、住所を含む。以下同じ。）は、松戸市建設工事等指名競争入札参加業者資格審査を申請した代表者又は代理人（年間委任状における受任者とする。以下同じ。）とする。

ただし、代理人は代表者の I Cカードを利用できる。なお、名義人の変更等の事由が発生した場合、必要に応じて再取得の手続きをとるものとする。

3. 1. 4 I Cカード複数枚の登録について

入札参加者は、I Cカードの喪失又は破損等に備えて、予備の I Cカードを購入しあらかじめ利用者登録を行うことを推奨する。

3. 1. 5 ICカードの更新について

入札参加者は、ICカードの有効期限切れが間近の場合、ICカードの更新を行うものとする。

また、ICカードの更新は、旧ICカードの有効期限内に限り実施可能なものとする。

ただし、更新のための新規ICカードは、「所属組織名」「所属組織の本店所在地」「利用者氏名」「利用者の住所（ローマ字表記）」のカード登録内容すべてが旧ICカードと一致するものとする。

ICカードの更新後、旧カードは有効期限内であっても利用不可能となるため 注意するものとする。

3. 1. 6 ICカードの失効について

以下に示す事象が発生した場合、ICカードが失効となるため、速やかに認証 局へICカードの失効申請を行うものとし、必要に応じて再取得の手続きをとるものとする。

- ① 紛失・盗難
- ② 破損
- ③ 利用中止
- ④ ICカードがロックしたとき（ICカード利用PINの誤入力）
- ⑤ 名義人となっている代表者を変更した時
- ⑥ 以下に示す、電子証明書情報を変更した時
 - ・ ICカード企業名称
 - ・ ICカード取得者氏名
 - ・ ICカード取得者住所
 - ・ 所属組織の本店所在地（登記事項証明書記載の本店所在地が変更となった場合のみ）
- ⑦ 利用者が退職した時

3. 1. 7 特定建設工事共同企業体におけるICカードの取扱い

特定建設工事共同企業体（以下、「特定JV」という。）用に使用できるICカードは特定JVの構成員の代表者（入札参加資格者名簿に登載されている者）又は代理人のICカードとする。

3. 2 対象入札案件の取扱いについて

3. 2. 1 一般競争入札参加資格審査申請書等の提出について

入札参加希望者は電子入札案件について、一般競争入札参加資格審査申請書兼誓約書等（以下「一般競争入札参加資格審査申請書等」という。）の提出は、電子入札システムで行わなければならない。

入札参加希望者は、一般競争入札参加資格審査申請書等の提出を、入札参加申込締切日時（締切日時直前）から相当な期間余裕を持って提出するものとする。

3. 2. 2 一般競争入札参加資格審査申請書等の提出後の辞退について

入札参加者の都合により、一般競争入札参加資格審査申請書等の提出後、入札書の提出前に入札を辞退する場合、入札書受付締切予定日時までに電子入札システムにより辞退の理由を明記した辞退届を提出するものとする。

また、入札参加者は、電子入札システムにより入札辞退届が提出できない場合は、入札書提出締切日時までに速やかに電話等により連絡をすることとし、入札辞退届を契約事務担当職員に直接持参し、又は郵送（入札書提出締切日時までに到着するものに限る。）して行う。

3. 2. 3 入札参加申込締切日時を変更した場合について

発注機関の都合により入札参加申込締切日時を変更した場合、入札参加申込みをした者に対し電話等により連絡するとともに、必要に応じて松戸市ホームページにおいて速やかに公表するため、入札参加者は最新の情報に留意するものとする。

3. 2. 4 案件情報が変更された場合について

発注機関の都合により調達案件情報を修正した場合、入札参加申込みをした者に対し電話等により連絡するとともに、必要に応じて松戸市ホームページにおいて速やかに公表するため、入札参加者は最新の情報に留意するものとする。

3. 2. 5 案件が取り消された場合について

発注機関の都合により入札参加申込締切日時前、入札書受付締切予定時刻前及び開札前に調達案件を取り消した場合、既に提出済みの一般競争入札参加資格審査申請書及び入札書等は無効とし、入札参加申込みした者に対し電子入札システムにより中止通知書を発行するものとする。

入札参加者は、電子入札システムにより速やかに中止通知書の内容を確認するものとする。

また、必要に応じて松戸市ホームページにおいて速やかに公表するため、入札参加者は最新の情報に留意するものとする。

3. 3 一般競争入札参加資格審査申請書等の添付書類の取扱いについて

3. 3. 1 必要書類の添付について

一般競争入札参加資格審査申請書、工事費内訳書等は、電子入札システムの添付機能を利用して電子ファイルで添付するものとし、ファイル容量は3MB以内とする。

なお、添付する書類のサイズが合計3MBを越える場合、事前に発注機関の許可を得て、持参で提出するものとする。

また、別途指定がある調達案件は、それに従って持参で提出するものとする。

ただし、必要書類を持参する場合は、書類の目録・ページ数、提出年月日を記載した「提出書類一覧表（様式1）」を電子入札システムの添付機能を利用して電子ファイルで送信するものとする。

添付する書類の作成ツールは次のとおりとする。

No.	ファイルの種類	拡張子
1	Word	doc、docx
2	Excel	xls、xlt、xlsx、xltx、xlsm
3	AdobePDF	pdf
4	画像ファイル	jpg、jpeg、gif、png、bmp、tif

注：ファイル名に半角の「&」、「、」は利用できませんので注意してください。

3. 3. 2 ファイルの制限について

ファイルへのパスワードの添付やファイル内でのプログラム（Excel マクロ等）の使用はしないこと。

3. 3. 3 持参での必要書類の提出について

発注機関の許可を得て必要書類を持参する場合は、電子入札システムの競争入札参加申込書提出完了確認画面を印刷したものを同封の上、必ず必要書類一式を提出するものとする。

また、必要書類の提出は、電子入札システムの提出期限と同一とし、提出期限内必着とする。

ただし、別途指定がある場合は、それに従って持参で提出するものとする。

3. 3. 4 必要書類の再提出について

一般競争入札参加資格審査申請書等に添付した書類に誤り等があり受付票を受理していない時は、参加申込締切日時までに発注機関に電話で再提出の申し入れを行い、承認を得たものに限り必要書類の再提出ができるものとする。

ただし、工事費内訳書の再提出については、認めないものとする。

3. 3. 5 ウィルス対策について

入札参加者は、ウィルス対策用のアプリケーションソフトを導入の上、常に最新のパターンファイルを適用し、書類を作成、添付する際に、必ずウィルス感染のチェックを行うものとする。

添付された書類にウィルス感染があった場合、発注機関は、速やかに当該書類を添付した者に連絡し警告するとともに、対応（書類の提出方法等）について協議するものとする。

3. 4 指名通知及び入札書の取扱いについて

3. 4. 1 指名通知について

指名通知は、電子入札システムを利用して、行うものとする。

ただし、電子入札システムで受理できない入札参加者に対しては、紙入札と同一とする。

3. 4. 2 入札書の提出について

入札参加者は電子入札案件について、入札書の提出は、電子入札システムで行わなければならない。

入札書の提出期限は、あらかじめ発注機関が設定した入札書受付締切予定日時をもって、システムにより締切するものとする。

以降発注機関は、いかなる場合においてもその後は、入札書を受付けないものとする。

入札書受付締切予定日は、入札書受付開始予定日の翌日以降とし、開札予定日は、入札書受付締切日予定日の翌日を標準とする。（総合評価落札方式を除く）

ただし、入札書受付締切予定日時の翌日が休日の場合、休日の翌日とする。入札参加者は、入札書の提出を、入札書受付締切予定日時（締切日時直前）から相当な期間余裕を持って提出するものとする。

3. 4. 3 入札期間を変更した場合について

発注機関の都合により入札期間を変更する場合、電子入札システムにより、入札参加者に対し日時の変更通知書を発行するものとする。

入札参加者は、電子入札システムより速やかに日時変更通知書の内容を確認するものとする。

3. 4. 4 入札書未提出の取扱いについて

入札参加者が入札書受付締切予定日時までに、入札書又は辞退届の提出を行わなかった場合、「未入札」として取り扱うものとする。

3. 5 開札について

3. 5. 1 開札方法について

発注機関は、開札を事前に設定した開札予定日時後に速やかに行うものとする。ただし、紙入札による入札参加者がいる場合は、入札執行職員の開札宣言後、紙媒体の入札書を開封し、その内容を電子入札システムに登録後、電子入札書を一括開封し落札者又は落札候補者決定を行うものとする。

3. 5. 2 開札時の立会について

入札参加者は、開札の執行にあたり立ち会うことができる。ただし、開札に重大な支障を及ぼす恐れのある場合、その他公開しないことが必要であると認められた場合には、立ち会いを認めないことがある。

3. 5. 3 落札候補者決定について(事後審査型の場合)

発注機関は、開札の結果、予定価格と最低制限価格の範囲内で、かつ最低の価格で入札した者を落札候補者としたうえで落札を保留し、その旨を通知するものとする。落札候補者の決定後、当該候補者の入札参加資格について、審査を行う。ただし、低入札価格調査対象案件については、当該要綱等により行うものとする。

3. 5. 4 入札の保留について

入札を保留する場合、電子入札システムにより入札参加者全員に保留通知書を発行するものとする。入札参加者は、電子入札システムにより速やかに保留通知書の内容を確認するものとする。ただし、紙入札業者に対しては、電話等で連絡するものとする。

3. 5. 5 落札者の決定について

① 事前審査型

発注機関は、落札者が決定した場合、電子入札システムにより、入札参加者全員に落札通知書を発行するものとする。入札参加者は、電子入札システムにより速やかに落札通知書の内容を確認するものとする。ただし、紙入札業者に対しては、電話等で連絡するものとする。

② 事後審査型

発注機関は落札候補者の資格審査後、入札参加資格要件を満たしていると判断した場合、落札候補者を落札者として決定する。落札者が決定した場合、電子入札システムにより、入札参加者全員に落札通知書を発行するものとする。入札参加者は、

電子入札システムにより速やかに落札通知書の内容を確認するものとする。ただし、紙入札業者に対しては、電話等で連絡するものとする。

3. 5. 6 くじになった場合の取扱い

① 事前審査型

落札となるべき同価格の入札参加者が2人以上あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合、発注機関はただちに電子入札システムにおいて電子くじを実施し、落札通知書を発行する。入札参加者は、電子入札システムにより速やかに落札通知書の内容を確認するものとする。

紙入札業者の場合は入札書提出時に、くじ入力番号を入札書に記載のうえ提出するものとする。

ただし、くじ入力番号の記載がない場合は、電子入札システムにより自動で設定する。

② 事後審査型

落札候補者となるべき入札参加者が2人以上あり、くじにより落札候補者の決定を行うこととなった場合、発注機関はただちに電子入札システムにおいて電子くじを実施し、落札候補者を決定する。電子入札システムにより、入札参加者全員に保留通知書を発行するものとする。入札参加者は、電子入札システムにより速やかに保留通知書の内容を確認するものとする。

紙入札業者の場合は入札書提出時に、くじ入力番号を入札書に記載のうえ提出するものとする。

ただし、くじ入力番号の記載がない場合は、電子入札システムにより自動で設定する。

3. 5. 7 再度入札について

発注機関は再度入札が必要な場合、入札参加者のうち再度入札対象者に対し、電子入札システムにより、再入札通知書を発行するものとする。

再度入札対象者は、電子入札システムより速やかに再入札通知書の内容を確認するものとする。

入札書又は見積書等（以下「再入札書等」という。）の提出期限は、開札後に発注機関が指定した日時までとし、提出期限の到来後、直ちに開札できるものとする。

ただし、発注機関が「すべての再入札書等の提出が確認できれば直ちに開札する」旨を再入札通知書又は、見積依頼通知書に明記してある場合、すべての再入札書等の提出を確認後、直ちに開札するものとする。

3. 5. 8 不落随意契約

発注機関は不落随意契約（再度入札の結果、落札者がいないときの随意契約）に移行する場合、電子入札システムにより、見積依頼対象者に見積依頼通知書を発行するものとする。

見積依頼対象者は、電子入札システムより速やかに見積依頼通知書の内容を確認するものとし、以下の通り処理を行うものとする。

ただし、下記の処理を行わない場合、見積書提出の意思がない者とみなすものとする。

- ① 見積書提出のある者は、見積書の提出を行うこと
- ② 見積書提出のない者は、辞退届を必ず提出すること

3. 5. 9 開札の延期について

発注機関が開札を延期する場合、電子入札システムにより、入札参加者全員に 日時変更通知書を発行するものとする。

入札参加者は、電子入札システムより速やかに日時変更通知書の内容を確認するものとする。

3. 5. 10 入札の取止めについて

発注機関が入札不調等により入札を取止める場合、電子入札システムにより、入札参加者全員に取止め通知書を発行するものとする。

入札参加者は、電子入札システムより速やかに取止め通知書の内容を確認するものとする。

3. 5. 11 入札結果公表について

落札者の決定を行った場合、発注機関は入札結果を松戸市のホームページ等において速やかに公表する。

3. 6 電子入札案件に紙入札業者として参加する場合

3. 6. 1 紙入札業者として参加を認める場合の条件について

発注機関は、次の事由に該当する場合に限り、紙入札業者として入札参加を認めるものとする。

- ① 電子入札業者が、ＩＣカードの失効及び破損等でＩＣカードが使用できなくなり、ＩＣカードが再発行の申請中の場合
- ② 電子入札業者が、ＩＣカードの記載事項（名義人等）の変更により電子入札システムが利用できない場合
- ③ 電子入札業者が、パソコン、インターネット環境等のシステム障害及びやむを得ないと認められる事由により、入札締切日時までに入札書が提出できない場合
- ④ 紙入札業者が、電子入札導入のため、ＩＣカード発行申請中の場合
- ⑤ その他、発注機関がやむを得ないと認めた場合

3. 6. 2 紙入札業者として参加する場合の取扱いについて

紙入札業者として入札に参加する場合、入札参加申込締切日時までに「紙入札方式参加届出書」（様式２）を発注機関へ持参し提出するものとする。

また、電子入札業者として入札に参加したのち、前項①、②及び③の理由により、電子入札システムを利用できない場合、入札締切日時までに「紙入札方式参加届出書」（様式２）を発注機関へ持参し提出するものとする。

ただし、紙入札業者として入札参加申込みした後の電子入札業者への変更は認めないものとする。

3. 6. 3 紙入札業者の提出期限及び提出場所について

紙入札業者として入札に参加する場合、一般競争入札参加資格審査申請書及び入札書等の提出期限、提出場所及び方法は、「紙入札方式参加届出書」（様式２）を発注機関に提出した時、通知する。

3. 6. 4 紙入札業者の再度入札について

発注機関は再度入札となった場合、3. 5. 7の規定により再度入札を実施するため、紙入札業者は、開札場所にて入札書等を提出するものとする。

4. システム障害等の取り扱いについて

4. 1 発注機関のトラブル

発注機関は、電子入札システム用サーバー及びネットワークなどに障害が発生し、電子入札が処理出来ないことが判明した場合、その原因、復旧見込み等を調査検討し、電子入札の延期、紙入札への移行など運用の変更を行うものとする。

この場合、発注機関は状況に応じて松戸市ホームページ、電子メール、電話等の手段により入札参加者（入札参加希望者を含む）に連絡、公表又は通知する。
入札参加者は、最新の情報に留意するものとする。

4. 2 電子入札業者のトラブル

4. 2. 1 入札参加希望業者が I C カードを紛失又は破損した場合

入札参加希望業者は、入札参加申請前に I C カードを紛失又は破損した場合、速やかに認証局に電話連絡を行い、認証局の指示に従い I C カードを無効とする申請及び再発行の手続きを行うものとし、I C カードの再発行後、新たに利用者登録を行うものとする。

I C カードの再発行が間に合った場合又は予備の I C カードが準備できている場合は、再発行後の I C カード又は予備の I C カードにより電子入札システムに参加するものとし、I C カードの再発行が間に合わなかった場合又は予備の I C カードを準備できていない時は、速やかに 3. 6 の規定により紙入札業者として入札に参加する手続きを行うものとする。

4. 2. 2 入札参加業者が I C カードを紛失又は破損した場合

入札参加者は、入札参加途中に I C カードを紛失又は破損した場合、予備の I C カードが準備できている場合は、代替の I C カードにより現在参加途中の電子入札案件に対して処理を継続して行うものとし、予備の I C カードを準備できない時は、3. 6 の規定により紙入札業者として入札に参加する手続きを行うものとする。

また、入札参加者は、速やかに認証局に電話連絡を行い、認証局の指示に従い I C カードを無効とする申請及び再発行の手続きを行うものとし、I C カード再発行後、新たに利用者登録を行うものとする。

4. 2. 3 プロバイダ障害、回線障害及び認証局障害の場合

入札参加者は、プロバイダ障害、回線障害及び認証局障害の場合、インターネット接続業者又は認証局等に電話連絡を行い、障害の状況を調査し、長時間復旧の見込みがたたない時は、速やかに 3. 6 の規定により電子入札業者から紙入札業者へ移行手続きを行うものとする。 また、入札参加希望者は電子入札

参加前に、インターネット接続業者又は認証局等のホームページにアクセスし、サービスの運用状況等のチェックを行うものとする。

4. 2. 4 停電が起こった場合

入札参加者は、天災、電力会社の原因による広域的・地域的な停電が発生した場合、テレビ・ラジオ等のメディア情報により、復旧の状況を調査し、長時間 復旧の見込みがたたない時は、速やかに 3. 6 の規定により電子入札業者から紙入札業者へ移行手続きを行うものとする。

4. 2. 5 機器類（パソコン等）に障害が起こった場合

入札参加者は、機器類（パソコン等）に障害が起こった場合、購入した販売店 又はメーカー等に電話連絡を行い、障害の状況を調査し、長時間復旧の見込み がたたない時、又は、代替機器が準備できない時は、速やかに 3. 6 の規定により電子入札業者から紙入札業者へ移行手続きを行うものとする。

4. 2. 6 その他の場合

入札参加者は、上記以外の事象により電子入札システムに参加できなくなった 場合、又は電子入札に関する質問等がある場合、ちば電子調達システムポータルサイトに掲載してある、「よくある質問（FAQ）」を参照し、該当事例がある場合は、その対応方法に従い対応するものとする。

また、状況により対応できない場合は、千葉県電子自治体運営協議会のサポートデスク又は発注機関に電話連絡を行い、その指示に従い対応するものとする。

5. 不正行為等の取扱いについて

5. 1 I Cカードを不正使用等した場合の取扱いについて

発注機関は、入札参加者が次に掲げる場合その他 I Cカードを不正に使用した場合には、当該入札参加者の指名を取り消す等、当該入札への参加を認めないことができるものとする。

落札後に不正使用等が判明した場合には、契約締結前であれば、契約締結を行わないことができるものとする。

また、契約締結後に不正使用等が判明した場合には、事業の進捗状況等を考慮して契約を解除するか否かを判断するものとする。

<不正に使用等した場合の例示>

- ① 他人の I Cカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した場合
- ② 代表者又は利用者に関する情報が変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者又は利用者の I Cカードを使用して入札に参加した場合
- ③ 同一案件に対して、故意に複数の I Cカードを使用して複数の参加申請書や入札書を提出して入札に参加した場合

5. 2 添付された書類にウィルス感染があった場合

3. 3. 5の規定により、発注機関が警告したにも関わらず有効な処置を講じず、再度ウィルスに感染した書類を添付した者については、指名停止等の措置を行うものとする。

6. 免責事項

6. 1 電子システムの改修、運用の停止等

必要があると認めるときは、電子入札システムの改修、運用の停止、中止、中断を予告なく行うことができるものとする。この場合において発生した利用者の損害について、発注機関は一切の責任を負わないものとする。

6. 2 運用基準の変更

利用者への事前の通知を行うことなく、運用基準を変更できるものとする。利用者は、利用の都度、運用基準を確認することとし、運用基準が変更された後に松戸市電子入札システムを利用した場合は、変更後の運用基準に同意したものとみなす。

附 則

1 この運用基準は、令和7年4月1日から施行する。

2 この運用基準を施行に伴い、松戸市電子入札システム試行運用基準（平成18年11月）は廃止する。

。

様式 1

提出書類一覧表

年 月 日

松戸市長

住所

商号又は名称

代表者

印

(受任者)

入札参加に必要な下記書類について別途提出します。

記

1 事業名称

2 事業場所

3 提出書類名

(1) _____ ページ数: _____

(2) _____ ページ数: _____

(3) _____ ページ数: _____

(4) _____ ページ数: _____

4 提出方法

・入札参加資格確認申請時の必要書類（契約書及び資格者証の写し等）・・・郵送（書留、配達記録郵便等）又は持参に限る。

様式 2

紙入札方式参加届出書

年 月 日

松戸市長

住所

商号又は名称

代表者

印

(受任者)

下記事業について、松戸市電子入札システムによる電子入札に参加できないので、紙入札方式による参加を届出します。

記

1 事業名称 _____

2 事業場所 _____

3 電子入札に参加できない理由（□にチェックしてください。）

☐ ICカードの取得手続き中

☐ 新規取得

☐ 記載事項変更のため再取得

☐ 失効・破損による再取得

☐ その他（具体的に記載してください。）